

保育士確保対策を求める意見書

令和6年4月1日時点における全国の待機児童数は2,567人で、7年連続で減少している。しかしながら、待機児童の完全な解消には至らず、その主な要因として、保育士の確保が困難であることが挙げられる。本市では、令和2年度から令和5年度まで4年連続で、神奈川県内で最も多い待機児童数を抱える状況が続いていた。令和5年度には、保育士確保を目的とした給付事業を実施したが、継続性やそのための財源確保に課題が残っている。

今年度、3歳児から5歳児に対する保育士配置基準の改善が図られたが、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、令和7年度以降に1歳児の配置基準改善を早期に進めるとされており、保育の質の向上を図るため、1歳児についても迅速な対応が求められる。また、公定価格における処遇改善加算が設けられているものの、神奈川県内の保育士の賃金は全職種平均と比べて月額約7万円も低く、保育士確保のためには、給与水準のさらなる改善が急務である。

このような状況下で、令和8年度には「こども誰でも通園制度」が開始され、満3歳未満の子どもが保育所等に就労要件を問わず通えるようになる。この制度の実現により、保育士不足が一層深刻化することが懸念される。

よって、本市議会は、政府に対し、保育士確保対策を一層強化するため、次の事項について必要な対策を講じるよう強く要望する。

- 1 保育所運営に係る公定価格の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な設定に努めること。
- 2 保育士の処遇改善を図るため、配置基準の見直しや、他職種との給与格差を踏まえた賃金水準の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月23日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣 殿
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

座間市議会議長 熊切和人